

平成28年度 「田辺市子ども・子育て支援計画」個別事業実施目標 追加事業

1子育て家庭を地域のみinnで応援するまち

1-2 要支援家庭等へのサポート

	事業名	事業内容	実施目標
1	児童手当 (市民課)	中学校修了までの児童の養育者を対象として児童手当(特例給付)を支給します。(ただし、公務員は所属庁から支給されるため対象外)。H24年6月から所得制限を適用し、所得制限により限度額を超えた場合は特例給付として支給していません。 児童手当支給額は、児童一人当たり月額が3歳未満15,000円、3歳から小学校修了までが10,000円(第三子以降は15,000円)、中学生は10,000円です。特例給付支給額は、児童一人当たり月額が一律5,000円です。	適正な支給に努める
2	児童扶養手当 (市民課)	離別や死別等によりひとり親家庭となった児童又は父母のいずれかが障害状態にある児童の養育者を対象として支給します。 所得制限があり、限度額を超えた場合は対象外です。 対象となる場合で所得額に応じて児童一人の場合で、全額42,330円、一部支給42,320円～9,990円を支給します。児童が二人以上の場合は加算があります。	適正な支給に努める
3	出産育児一時金 (保険課)	国保の加入者が出産(妊娠85日以降の死産・流産の場合を含む。)したときは、世帯主に出産育児一時金として40万4千円を支給。なお、産科医療補償制度の対象となる出産である場合は1万6千円を加算して、42万円を支給。	平成28年度当初予算は、145件分の見込み。
4	特別支援学校就学奨励費補助金 (教育総務課)	県立の特別支援学校に在籍する児童生徒等の保護者(田辺市在住)に対し、月額2,000円(田辺市及び西牟婁郡内の学校)または月額5,000円(その他の地域の学校)を補助します。	例年と同程度の対象者を見込んでいる。
5	高等学校通学費等助成金 (教育総務課)	高等学校等修学のための通学及び下宿(入寮)に要する経費の一部を助成します。 (H28～拡充)保護者の所得制限の見直しを行うとともに、下宿(寮)費(食費を除く)の上限額を月額3,300円から5,000円に引き上げます。	平成28年度から制度拡充をしたことにより、申請者の増加を見込んでいる。
6	修学奨学金 (教育総務課)	勉学に対する意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な者を対象に、奨学金を貸与します。	大学:10名、短大等:5名、高校5名程度募集予定
7	小・中学校就学援助費等の支給 (学校教育課)	経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に学用品費、修学旅行費等の一部や給食費を支給します。	給食費を支払う際、学校を経由しないで直接給食管理室に支払えないか検討している。 できるだけ事務手続きを簡略化し学校事務の負担の軽減に努めている。

	事業名	事業内容	実施目標
8	スクールバス運行業務 (学校教育課)	過疎地や山間部における小・中学生の通学支援を行います。	龍神地区 龍神小路線16名、咲楽小路線18名、上山路小路線16名、龍神中龍神路線15名、同丹生ノ川路線10名、同下山路線24名の利用 中辺路地区 大内川路線8名、同福定路線9名、同小松原路線4名、同高原路線1名、同西谷路線20名、同水上路線3名、近野小路線8名の利用 大塔地区 鮎川小向山路線9名、富里小路線13名、大塔中三川路線3名、同富里路線17名の利用 本宮地区 三里小路線39名、本宮小四村川・本宮路線28名、本宮中四村川路線11名、同請川路線21名、同三里2路線18名の利用
9	遠距離通学費補助金 (学校教育課)	小中学校へ通学する遠距離通学者に経費を補助します。対象となる地域は、旧田辺市のうち学校統合により通学距離が長くなった地域や旧田辺市以外の地域で、小学生は片道4km以上、中学生は片道5km以上(市立小中学校が対象)で、バス定期代の実費などです。	中辺路小学校 バス利用区間 北郡・真砂～下芝 利用者 14名予定 中辺路中学校 バス利用区間 北郡・真砂～中辺路行政局前、大川～栗栖川 利用者 8名予定 大塔中学校 自転車利用区間 愛賀合～大塔中学校 利用者 1名予定

### 3 子育てを楽しむ環境と整ったまち

#### 3-2 健やかな成長のための環境整備

	事業名	事業内容	実施目標
10	地域共育コミュニティ推進本部事業 (学社融合推進事業) (生涯学習課)	平成19年度から田辺市教育行政基本方針の柱のひとつとして「学社融合の推進」を位置づけ、地域全体で子供の健全育成と地域づくりを進めるため、学校、公民館、地域の連携体制の構築を図るなか、特色ある学社融合の推進を展開を進めている。 平成23年度からは、地域共育コミュニティ推進本部事業として国・県の補助事業を活用し、さらなる学社融合の充実・発展を図るとともに、田辺市教育委員会独自でも学社融合研究指定を行い、学社融合事業の推進を図っている。	【共育コミュニティ推進本部事業実施地区】 ○中芳養公民館・中芳養小学校、中芳養中学校、中芳養幼稚園 (H26～H28) ○大塔公民館・大塔中学校、鮎川小学校、富里小学校 (H26～H28) ○稲成公民館・稲成小学校 (H27～H29) ○上秋津公民館・上秋津幼稚園・上秋津小学校・上秋津中学校 (H28～H30) 【市単独研究指定地域】 ○東陽中学校・東部公民館・南部公民館 (H27～H29)
11	子ども電話相談 (学校教育課)	子どもに関する電話相談の受付を行います。	相談者が相談した内容について、適切な助言及び、必要に応じて関係機関への接続を行う。
12	特別支援教育支援員の配置 (学校教育課)	特別支援学級在籍の多動及び心臓疾患等配慮児童生徒への対応を行います。 通常学級に在籍する発達障害児童生徒に対する学習支援・車イス介助等を行います。(幼稚園・小学校・中学校)	小学校 (18校 28人) 中学校 (2校 2人) 幼稚園 (3園 1人) 計 23校 31人

#### 3-3 家庭教育への取り組み

	事業名	事業内容	実施目標
13	家庭教育支援事業 (生涯学習課)	家庭を取り巻く社会状況の変化の中で、子育てや育児に関して悩む親が多いなか、すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、家庭教育に関する学習機会や情報提供を行うとともに、相談体制の整備等に取り組むことで、家庭教育の支援を図る。	講座内容を家庭教育支援企画委員会で決定し、田辺市内に在住する子育て中の親子や家庭教育支援に興味がある方などを対象にした家庭教育支援講座を年5回開催する予定である。

### 4 子どもが健康(すこやか)で安全に育つ安心できるまち

#### 4-4 子どもの安全の確保

	事業名	事業内容	実施目標
14	学校メール連絡網システム (学校教育課)	小中学校・幼稚園からの緊急連絡事項や行事の案内などを短時間で確実に連絡するため、電子メールにより保護者の携帯電話やパソコンに配信します。	有効な運用ができるようにしたい